

会議録名	令和7年度第1回佐久市男女共同参画審議会
日 時	令和7年6月24日（火） 午前9時から
場 所	市役所 南棟3階会議室
出席者	【委員】 小林尚美、小林房子、室賀俊徳、栗津知佳子、小林敬典、春日利夫、高 裕次 阿部裕子、奥村繁子、荻原貴志子、山口のり子 （欠席4名） 【事務局】 市民健康部長 武者新一、人権同和課長 小林智恵、人権教育男女共生係長 柳澤早織 人権教育男女共生係 石黒 健、福祉課長 工藤清美、地域福祉係長 岩間 弘 地域福祉係 斎藤静奈
提出資料	・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 令和6年度男女共同参画推進に関する施策の事業報告 ・ 資料2 令和6年度佐久市佐久平女性大学 講座日程実績一覧 ・ 資料3 令和7年度男女共同参画推進に関する施策の事業計画 ・ 資料4 令和7年度佐久市佐久平女性大学 年間講座日程一覧 ・ 資料5 第4次佐久市男女共同参画プラン関連事業 実績報告・事業計画 ・ 資料6 第5次佐久市男女共同参画プラン策定ロードマップ（案） ・ 資料7 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」調査票項目の比較 ・ 資料8 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」調査票【見え消し版】 ・ 資料9 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」調査票【修正後】 参考資料 ① 「第4次佐久市男女共同参画プラン」ダイジェスト版 ② 「令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査報告書」 1 開会 進行：人権同和課長 2 会長あいさつ 3 市民健康部長あいさつ 4 自己紹介 5 会議事項 議長：小林会長 （1）令和6年度男女共同参画推進に関する施策の事業報告について（承認） （2）令和7年度男女共同参画推進に関する施策の事業計画について（承認） （3）第4次佐久市男女共同参画プラン令和6年度実績報告・令和7年度事業計画（承認） （4）第5次佐久市男女共同参画プラン策定に向けた市民意識調査について （5）その他 次回審議会について （議事録別紙） 6 閉会

※会議資料は資料1～7と資料9を掲載しています。資料8は資料9の修正前であり、その他の資料は参考資料のため、掲載していません。

- 開会の挨拶と委員紹介 副会長 開会の挨拶。第7年度第1回佐久市男女共同参画審議会が開会され、団体からの推薦委員の役員改選により、2名の委員変更あり。
- 会議成立の報告 4名の委員が欠席ではあったが、11名出席で定数を超えているため、佐久市男女共同参画推進条例第23条第2号に基づき、本日の会議が成立。
- 会長挨拶と男女共同参画の重要性 会長は、昨年に引き続き委員を務める方々と新しく委員に加わった方々への協力の期待と、教育の現場においても人権を大切に活動しており、男女共同参画においても同様に、子どもも大人も男性も女性も一人の人間として尊重されるべきであるとあいさつ
- 市民健康部長挨拶と現状説明 市民健康部長からは、委員へ日頃の協力に感謝するとともに、本審議会が男女共同参画プランの策定や実施状況について審議していただくことや、今年度、第5次佐久市男女共同参画プランの策定の準備を進めており、策定にあたっては現状の把握やこれまでの第4次プランにおける成果と課題の検証と、本年度中に市民意識調査を実施し、その結果を第5次佐久市男女共同参画プランに生かしていくとあいさつ。
- 女性の参画推進と課題認識 担当の柳澤係長から、政策方針決定過程への女性の参画推進をプランの重点目標の一つとし、女性活躍人材バンクを活用した女性委員の積極的な登用を推進していると説明。女性委員の登用率は向上しているものの、ジェンダーに関する根深い意識や価値観を変革する必要性を認識していることを説明
- 第5次男女共同参画プラン策定準備 第4次プランが令和8年に期限を迎えることから、今年度より第5次男女共同参画プランの策定準備が進められていることを報告。策定にあたっては、現状把握やこれまでのプランの成果と課題の検証が重要であり、今年度中に市民意識調査を実施する予定である。
- 委員への協力依頼と自己紹介 委員に対し豊富な知識と経験を生かした意見を求め、市民、事業者、行政が一体となった男女共同参画社会づくりの推進への理解と協力を依頼、委員がそれぞれ自己紹介を行った。
- 議事事項の説明と資料確認 会長が議長となり、議事に入る。令和6年度男女共同参画推進に関する施策の事業報告、令和7年度の事業計画、第4次プランの実績報告と令和7年度事業計画について、事務局から一括して説明を行う。配布資料（ナンバー1から9、令和2年度市民意識調査報告書、次第、委員名簿、第5次プラン策定ロードマップ、資料6の確認を行った。

- 令和 6 年度事業報告

- ・男女共同三参画審議会とネットワーク事業 令和 6 年度の男女共同参画推進に関する施策の事業報告として、審議会は 2 回開催。男女共生ネットワーク事業では、市民フォーラム（防災基礎講座、防災グッズ展示、防災食試食、男女共同参画に関するアンケート調査）や、人権男女共生フェスティバル（映画上映と講演会）の開催報告を行う。

- ・男女共同参画推進事業者表彰と佐久平女性大学 女性が活躍できる環境づくりとして、佐久市男女共同参画推進事業者表彰（千曲バス（株）様、佐久コスモスロータリークラブ様）を行い、佐久ケーブル TV や広報誌、HP などで紹介し、啓発を図った。佐久平女性大学運営事業では、実践力育成を目的としたカリキュラムで、学生一人一人に寄り添ったエンカレッジ教育を提供。佐久市の女性活躍推進事業が、第 12 回プラチナ大賞で優秀賞受賞を報告。

- ・女性の参画と職域拡大 方針決定過程への女性の参画推進として、審議会等の女性委員の登用状況を報告し、令和 6 年度の女性委員比率は 39. 4%。女性活躍人材バンクの取り組みにより、徐々に登用率が向上しているものの、第 4 次プランの目標（50%）達成には引き続き取り組む必要がある。市職員の管理職に占める女性の割合は、令和 6 年度で 13. 4%。

- 令和 7 年度事業計画

- ・審議会と男女共生ネットワーク事業 令和 7 年度の事業計画として、男女共同参画審議会が 4 回開催予定。男女共生ネットワーク事業では、市民フォーラム（災害時のトイレに関する講演）や、人権男女共生フェスティバルでは、今年度「女性の人権」をテーマとし、産婦人科医の高尾美保先生の講演を計画している。

- ・女性活躍支援と研修 女性が活躍できる環境作づくり、広報活動、女性団体への活動支援と交流機会の充実についても、引き続き取り組んでいく。研修会・講座等への参加として、ヌエックの男女共同参画推進フォーラムへの参加予定。

- 委員からの意見：ジェンダー主流化の視点 委員から、県の第 6 次計画でジェンダー主流化が盛り込まれていることを紹介し、市の事業が本当に男女共同参画の推進に繋がっているのか検証が必要であると指摘。特に、子どもの海外派遣事業などが男女共同参画の目的に合致しているのかが疑問であると、事業の効果検証と改善を求めた。過去の計画期間を踏まえ、立ち止まって検証することの重要性のご意見をいただいた。

- 委員からの意見：学校教育と子育て支援 委員は、学校教育における啓発資料の配布について、その内容やチェック体制について質問)。また、子育て支援における

最終支援後の就職準備ができた人が少ない点を指摘し、誰でも気軽に子どもを預けられる環境の必要性を訴えた。

- 委員からの意見：育児休業と事業者表彰 委員は、市の男性職員の育児休業取得率の高さに触れつつも、「取るだけ育休」の問題や、家事分担の実態について言及し、育休の質と意識改革の重要性を指摘した。昨年度の男女共同参画推進事業者表彰についても、選定基準に疑問を呈し、受賞した企業の女性従業員の不満の声を紹介し、より慎重な選定を求めた。
- 委員からの意見：高齢者支援とパパママ教室 委員は、高齢者支援事業が男女共同参画プランに含まれるのか疑問を呈し、事業の焦点を男女共同参画に絞るべきではないかと述べた。パパママ教室について、妊婦の参加が多い一方で男性の参加が少ない現状を指摘し、父親の巻き込み方の工夫が必要であると提言した。
- 事務局から 委員からのいろいろな視点からのご意見に対し、部署を超えた連携の難しさはあるが、いただいたご意見は各部署に伝えさせていただく。
- 委員からの意見 県の委員も務める委員に対し、全体的な視点形成に繋がりやすい県策の事例があれば共有してほしいと求めた。委員は、東京都国立市や杉並区の首長の取り組みを紹介し、専門人材の登用や権限強化の重要性を述べた。
- 委員からの意見：保育士の女性割合と重要指標 は、保育士の女性割合が増加している点を指摘し、資料に盛り込まれていないことを惜しいと述べた。市の政策を進める上で、男女共同参画における最も重要な指標に焦点を当て、数値向上を目指すべきだと提案。
- 委員からの意見：女性の区長登用とインセンティブ制度 は、女性の区長が少ない現状に触れ、九州の市で導入されている、女性役員の割合に応じたインセンティブ制度を紹介し、区長会長が女性になったことを評価し、行政の熱意があれば女性委員の登用は進むと述べた。地域における男女参画の推進の重要性を強調し、区長会などでの女性登用への働きかけの必要性を訴えた。
- 事務局の対応と今後の進め方 様々な意見を出していただいたことに感謝し、これから審議会のご意見はホームページで公表することとなっていることを説明。不明な点については、担当部署に伝え、検討を促すとした。今年、女性の区長が7名になった（会議では4名と発言しましたが、担当に確認し正しくは7名でした）という情報も共有され、女性区長が男性中心の環境で感じる違和感とその対応についての話が紹介された。今後も、人権をテーマにした取り組みの中で、今回出たような情報を発信していく。
- 会長：貴重な意見をいただく。これで（１）、（２）、（３）を承認。

- 第5次男女共同参画プラン策定に向けた市民意識調査 事務局より、第5次男女共同参画プラン策定に向けた市民意識調査について説明。この調査は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、関連する項目を追加する予定として、福祉部から課長・係長・担当が出席。
- 市民意識調査の目的と項目 事務局より、条例に基づき男女共同参画を推進してきた背景と、過去の調査結果を踏まえ、今回の調査で市民の意識を把握する目的を説明。調査項目は長野県の調査項目を基本とし、継続性を重視して、ロードマップとスケジュール、過去の調査との比較、修正点などを資料に基づいて説明。
- 調査項目の具体的な修正と意見 事務局は、性別、年代、職業、配偶者・パートナーの職業、家族構成などの調査項目の修正点について説明。特に職業欄の選択肢の変更や、パートナーに関する表現の追加、配偶者・パートナーがいないという選択肢の追加などを説明。また、男女共同参画に関する用語の認知度に関する質問に、新たな用語（ドメスティックバイオレンス（DV）、ポジティブアクション・ダイバーシティ・アンコンシャスバイアス）を追加。参加者からは、職業欄の分類やDVの説明、用語の分かりやすさなどについて意見や修正案が出された。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 参加者から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、概要やポイントに関する資料提供の要望が出された。事務局は、厚生労働省からの図式化された資料をモニターに映して説明。
- 男女平等感と性別役割分担意識 世の中の男女平等感や性別役割分担意識に関する質問項目は、経年比較のため変更がないことが説明された。在宅介護の担い手や地域活動への参加状況、女性の参画状況などについても質問項目がある。政策方針決定への女性の参画への期待や、防災・災害復興における男女共同参画の視点も調査項目に含まれている。ワークライフバランスに関する質問も継続されている。男性の家庭内参画を阻む要因に関する項目が見直され、男女間の暴力やハラスメントに関する質問項目の修正が説明された。相談窓口の認知度や女性に対する暴力対策についても項目がある。
- 会議の意見交換 会長から、他の出席者からも一人ずつ感想を述べることを提案した。
- 委員：区長会や副区長総会での女性比率の現状や、町会役員の性別構成について触れ、国政における女性比率にも言及した。内部の役員に関しても男性が多い傾向があり、それは以前からの慣習によるものかもしれないと述べた。女性の活躍をさらに高める必要性を感じていると述べた。
- 委員：会議での意見を聞くたびに自身の認識不足を痛感し、大変勉強になっていると感想を述べた。

会長：活発な意見交換に感謝し、本日の会議は全て終了。

- 閉会の挨拶と今後の協力 副会長は、活発な意見が出たことで有意義な審議会になったことに感謝し、令和7年度第1回男女共同参画審議会の閉会を宣言した。
- 事務局：貴重な意見に感謝し、今後の検討とフィードバックに繋げていきたい。引き続きのご協力をお願いしたい。

【 佐久市男女共同参画に関する市民意識調査票について 】

佐久市男女共同参画審議会にて、市民意識調査票の内容について活発な意見交換が行われました。主な議論のポイントは以下の通りです。

調査票設問に関する意見

- F3 職業について
 - 委員からの質問・提案：「契約社員、派遣社員」という区分けが必要か。フルタイムとパートの区別が不明瞭。正規・非正規で分けた方が分かりやすいのではないか。
 - 事務局からの回答：検討する。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）の定義について
 - 委員からの質問・提案：3ページのDVの説明文「配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振られる体や心に対する暴力で、その暴力によって相手を支配しようとするもの」の「からの」を「への」または「に対する」に変更してほしい。現状の表現では被害者視点に偏りすぎている。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- F3 家事専業、専業主夫、専業主婦の表現について
 - 委員からの質問・提案：多様な性や同性婚・事実婚の場合を考慮すると、変更前の「家事専業」の方がジェンダーを意識せずに回答しやすいのではないか。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- カタカナ言葉の日本語表記について
 - 委員からの質問・提案：資料9の3ページのように、ジェンダー、ドメスティック・バイオレンス、アンコンシャス・バイアスなどの専門用語にも括弧書きで日本語を添えた方が、初めて触れる人には分かりやすい。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 「困難な女性問題を抱える女性の支援に関する法律」に関する説明資料について

- 委員からの提案：法律の概要やポイントをまとめた分かりやすい資料（政府の概要ポイントのようなもの）を用意してほしい。委員も法律の内容を把握しきれていないため、質問の前提として必要。
 - 福祉課長：厚生労働省が作成した図式化された資料を投影し説明した。
- 問 3 の 2、5 番「家事育児介護と両立しながら妻が働き続けることは可能だと思うか」について
 - 委員からの質問・提案：「妻が」という表現には女性が家事育児介護を担うという前提がある。「妻も夫も働き続けることは可能だと思うか」に修正してほしい。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 問 12 の 6 番「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどを利用した多様な働き方を普及することで仕事以外の時間を多く持てるようにする」について
 - 委員からの質問・提案：休暇取得による経済的な不安を考慮し、そのための「所得保障制度」について設問に追加してほしい（7 番として）
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 問 13 の項目「男女間の暴力」について
 - 委員からの質問・提案：DV は男女間に限らず LGBTQ+の間でも起こる。ハラスメント全般（パワハラ、マタハラ、パタハラ、カスハラなど）を「男女間の暴力」に含めるのは無理があるため、男女間の暴力と、それ以外のハラスメント（LGBTQ+間の DV 等）を分けて問う方が分かりやすい。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 問 14 「あなたは身近なところで身体的、精神的、性的な暴力（DV）を受けたまたはしたことがありますか？」について
 - 委員からの質問・提案：「身近なところで」の表現は後の質問にかかるため不適切。「あなたは DV（身体的、精神的、性的、経済的な暴力）を受けた、またはしたことがありますか？もしくは身近な人でそのようなことをされた人、した人をご存知ですか？」に修正してほしい。経済的暴力も追加してほしい。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 問 15 佐久市の相談窓口について
 - 事務局からの訂正：記載の内線番号が誤っている。内線番号 205 が正しい。次回までに確認し、お知らせする。
- 問 5 の 1 市民活動とボランティア活動について

- 委員からの質問・提案：「市民活動（環境保全や自然保護などに関する活動）」と「ボランティア活動」の違いが分かりにくい。一行にまとめてもよいのではないか。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 問 6 地域での女性参画について
 - 委員からの提案：問 12 と同様に、地域の女性参画を進める上でどのような取り組みが必要だと思うか、という設問も追加してほしい。
 - 事務局からの回答：検討し、次回までに修正を考える。
- 問 18 困難を抱える女性が抱える問題について
 - 委員からの質問・提案：各項目（情報不足、個人の問題など）が何を指すのか不明瞭。特に「個人の問題」は、法律の趣旨から逸れるため削除してほしい。問 21 の 1 の設問がよくできているため、それを参考に修正してほしい。また、女性が経済的に自立しにくい社会構造、包括的性教育・ジェンダー平等教育の欠如、社会の無理解、女性が暴力の被害に遭いやすい状況、非正規雇用、母子家庭の困窮、意思決定が男性中心、女性への暴力に甘い社会など、多くの視点から項目を追加してほしい。
 - 事務局からの回答：福祉課と相談し、項目の内容について検討する。
- 問 20 困難な問題を抱える女性の支援策について
 - 委員からの提案：トラウマインフォームドケア（困難を抱える女性が持つトラウマを理解した上での支援）を設問に追加してほしい。また、加害者対策、自立支援、ハウジングライツ（住宅支援）についても追加を検討してほしい。
 - 事務局からの回答：検討する。
- 新しい法律に関する周知啓発について
 - 委員からの提案：アンケート回答者向けに、法律のリーフレットを挟むなどして、具体的に「困難な問題を抱える女性」がどのような人か例示してほしい。また、アンケートの目的が実態把握であるなら、問 17 で「そういう女性がいますか」と聞くだけでなく、具体的にどのような問題かも問うべき。
 - 事務局からの回答：検討する。
- 問 21 男女共同参画社会の実現への意識について
 - 委員からの質問・提案：「男女共同参画社会の実現を望みますか？」という設問は、現状のジェンダーギャップ指数（118 位）を考えると意味がない。削除してほしい。
 - 事務局からの回答：新しい設問は次のページの間 21 の 1 であると説明。

- 委員からの追加提案：「女性が経済的に自立できにくい社会構造」という項目を追加してほしい。
- 問 22 男女共同参画社会の実現のために力を入れるべきことについて
 - 委員からの質問・提案：人々の意識の変化を待つのではなく、制度やルールを変えることが重要。3 番の「女性を政策方針決定の場へ積極的に登用する」を「ための制度を作る」に修正してほしい。
 - 事務局からの回答：検討する。

調査方法について

- 委員からの質問：調査は紙とインターネットの両方で行われるのか？
- 事務局からの回答：紙とインターネットの両方で回答できるようにする。
- 委員からの質問：前回と同様に 1000 人をランダムに選ぶのか？
- 事務局からの回答：その通り。

その他

- 問 16 の 8 「性の商品化や暴力表現等過激な内容についてのメディアにおける倫理規定の強化」について
 - 委員からの意見：コンビニで有害図書の販売は問題であり、日本独自の状況。台湾やシンガポールでは規制がある。ルールの変更やゾーニング（子どもが目にしなない場所への配置）を強く訴えたい。署名活動も検討している。
- 冊子（男女共同参画に関する市民意識調査報告書）の記述について
 - 委員からの提案：45 ページのジェンダーの説明「社会的文化的に形成された性別はそれ自体に良し悪しの価値を含むものではなく国際的にも使われている」という記述は削除してほしい。ジェンダーが女性やマイノリティの人権を軽視するような影響を与えてきた歴史があるため、誤解を招く表現である。アンケートのジェンダーの説明（社会的文化的に形成された性別等のこと）で十分。
 - 事務局からの回答：検討する。